

学校教育学部卒業研究取扱要領

〔平成 18 年 12 月 6 日〕
学 部 教 授 会 承 認

(趣旨)

- 1 兵庫教育大学学校教育学部の卒業研究に係る取扱いについては、この要領に定めるところによる。

(目的)

- 2 学生は、学校教育学部における修業を集約し、又は発展させるため、指導教員の指導のもとに卒業研究を履修するものとする。

(開設年次)

- 3 卒業研究は、第 3 年次から第 4 年次に継続して開設し、第 3 年次の 5 月から履修を開始する。

ただし、休学により、第 3 年次の 5 月から履修を開始することができない場合は、第 3 年次の 11 月から履修を開始することができるものとする。

(履修の条件)

- 4 卒業研究を履修できる者は、第 2 年次終了時に、原則として 60 単位以上を修得済の者とする。

(指導教員の要件)

- 5 指導教員は、学生の所属するグループ又は部門を担当する教授、准教授、講師又は助教とする。

(指導教員の決定)

- 6 グループ又は部門は、学生の申し出、研究事項等を勘案して第 2 年次の 3 月 31 日までに指導教員を決定する。

(指導教員の変更)

- 7 卒業研究配属されたグループ又は部門が必要と認めた場合は、指導教員を変更することができるものとし、変更を認められた者は、別記第 1 号様式に定める指導教員変更届を学務課に提出するものとする。

(卒業研究課題)

- 8 卒業研究の履修者には、卒業論文を課する。この場合、必要に応じ、卒業論文の提出に併せて、卒業制作、卒業作曲又は卒業演奏を課することがある。また、卒業論文の提出に代えて、演習、実験等を行い、報告書の提出又は試験を課することがある。

なお、卒業論文、卒業制作、卒業作曲、卒業演奏又は卒業論文の提出に代えて課する演習、実験等の報告書（以下、卒業論文等という）の共同制作は、認めない。

(卒業研究課題の通知)

- 9 卒業研究課題のいずれを課すこととするかは、各グループ又は部門でこれを定め、学生へ通知する。

(卒業論文題目届)

- 10 第4年次の卒業研究履修者のうち卒業論文を課せられた者は、指導教員の承認を得て別記第2号様式に定める卒業論文題目届を学務課へ提出するものとする。提出期限は卒業年度の10月31日までとする。

(卒業論文題目変更届)

- 11 卒業論文の題目を変更しようとする者は、指導教員の承認を得て別記第3号様式に定める卒業論文題目変更届を卒業論文の提出の際に併せて学務課へ提出するものとする。

(卒業論文等の形式)

- 12 卒業論文等の形式については、次のとおりとする。

(1) 卒業論文

電子データで作成し、表紙に卒業論文題目、卒業年度、グループ又は部門、学籍番号及び氏名を記載するものとする。

(2) 卒業制作

制作物の提出に当たっては、説明書、設計図、写真等を整備し、当該文書等を当分の間保存できる程度に製本し、表紙に卒業制作題目、卒業年度、グループ又は部門、学籍番号及び氏名を記載するものとする。

(3) 卒業作曲

卒業作曲は、楽譜に表紙を付し、卒業論文の例にならって記載するものとする。

(4) 卒業演奏

卒業演奏の場合は、卒業作曲の場合に準ずるものとする。

(卒業論文等の提出)

- 13 卒業論文等の提出方法は、次のとおりとする。

(1) 卒業論文等の提出部数は、1部とする。

(2) 卒業論文は、卒業年度の1月20日までに、指導教員へ提出するものとする。

(3) 卒業論文以外の制作物等は、卒業年度の1月20日までに、指導教員へ提出するものとする。

(卒業論文等の審査)

- 14 卒業論文等の審査又はそれに代わる試験等は、卒業研究配属されたグループ又は部門を担当する2名以上の教員(教授、准教授、講師又は助教)が行い、研究状況等を含め総合的に可否を判定する。この場合において、当該学生の指導教員を主査とする。

(卒業研究の単位認定)

- 15 卒業論文等の審査及び単位認定等については、次のとおりとする。
- (1) 卒業研究の単位認定は、卒業論文等の審査又はそれに代る試験等の結果によって行い、評価は、学則第 42 条の規定のとおりとする。
 - (2) 前号の審査又は試験に合格した者には、4 単位を与える。

(追加審査)

- 16 4 年を超えて在学する者、又は休学期間がある者のうち、卒業要件を満たし得る者の卒業論文等の追加審査は、次のとおりとする。
- (1) 学部グループ又は部門責任者及び指導教員の承認を得て、前期に卒業論文等を提出し、追加審査を受けることができる。
 - (2) 卒業論文等の提出時期は、7 月 10 日までとする。
 - (3) 卒業論文等の提出方法、審査及び単位認定は、13, 14 及び 15 を準用するものとする。

(卒業論文等の保管)

- 17 卒業論文等の保管については、各グループ又は部門において適切な方法を定めて保管するものとする。

(雑則)

- 18 この要領に定める日が休業日に当たるときは、休業日の翌日とする。
- 19 この要領に定めるもののほか、卒業研究の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 5 年 3 月 31 日現在の在学者から適用し、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 「卒業研究の履修について」(昭和 59 年 5 月 9 日教授会承認)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 12 年 3 月 31 日現在の在学者から適用し、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 1 日より実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 12 月 9 日から施行し、令和元年度に入学した者から適用する。
- 2 平成 31 年 4 月 1 日前の学校教育学部学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 14 日から施行し、令和元年度に入学した者から適用する。
- 2 平成 31 年 4 月 1 日前の学校教育学部学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 17 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 3 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。